**くらしの情報**

**市職員を募集します**

問い合わせ 人財育成課人事担当　電話23-5027

　令和5年4月1日採用の大崎市職員を募集します。

　一次試験は、9月18日（日曜日）です。

申込手続き（共通事項）

■受験申込書の請求先

　受験申込書は、市ウェブサイトからダウンロードする

か、人財育成課で配布します。郵送で請求する場合は、請求する封筒に「受験用申込用紙請求」と記し、返信用封筒（角型二号・140円切手貼付）に郵便番号、住所、氏名を明記し、同封してください。

■申込方法

　受験申込書（写真貼付）と受験者本人の宛先を明記した受験票用返信用封筒（長三型・84円切手貼付）を同封してください。また、初級行政（障がい者）を受験する人は、受験資格の各手帳などの写しまたは証明書を同封し、持参または簡易書留郵便などの確実な方法で提出してください。

■送付先

〒989─6188

大崎市古川七日町1番1号

人財育成課人事担当

■受付期間（土曜・日曜日、祝日を除く）

　7月4日（月曜日）～8月2日（火曜日）17時15分まで（必着）

※当日消印有効ではありませんので注意してください。

　詳しくは、市ウェブサイトまたは大崎市職員採用試験受験案内を確認してください。

■初級試験（高卒程度）

▶平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 募集人数 | 受験資格 |
| 行政 | 5人程度 | 年齢要件のみ |
| 行政  （障がい者) | 若干名 | ①次のいずれかに該当する人  a　身体障害者手帳（身体障害者福祉法第15条）の交付を受けている人  b　都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳（愛護手帳など)の交付を受けている人  c　知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医によって知的障がい者であると判定されている人  ｄ　精神障害者保健福祉手帳（精神保健および精神障害者福祉に関する法律第45条）の交付を受けている人  ※申し込み時に各手帳の有効期限が切れている、または交付申請中の場合は申し込みできません。  ②活字印刷による出題に対応できる人 |
| 土木・建築 | 若干名 | 年齢要件のみ |

■社会人試験（大卒程度）

▶昭和57年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 募集人数 | 受験資格 |
| 行政 | 5人程度 | 年齢要件のみ |

■試験の方法・内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 試験種目 | | 職種 | 内容 |
| 第一次試験 | 教養試験 | 共通 | 公務員として必要な一般的知識、知能についての筆記試験（2時間程度） |
| 専門試験 | 土木、建築 | 職種に必要な専門的知識についての筆記試験（1時間30分程度） |

▶行政（障がい者を含む）の専門試験はありません。

▶行政（障がい者）の教養試験は、70分程度です。

**国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の賦課内容が見直されます**

問い合わせ 税務課国民健康保険税担当　電話23-5147

**国民健康保険税**

　国民健康保険税（国保税）は、前年所得による「所得割額」、国保加入者の人数に応じた「均等割額」、加入世帯に対して係る「平等割額」の3つの項目の合計額です。

■税率の改正

　令和4年度から国保税の税率を改正します（表1）。

■子どもの均等割額の減額について（申請不用）

　令和4年4月から、子育て世代への経済負担の軽減を目的に、18歳に到達して最初の3月31日を迎えるまでの子どもがいる世帯に対して、子どもの国保税均等割額を5割減額します。

■課税限度額の変更

　99万円（介護保険料対象外の世帯は82万円）から、102万円（介護保険料対象外の世帯は85万円）に変更となります。

**後期高齢者医療保険料**

　後期高齢者医療保険料（保険料）は、75歳（一定の障がいがあると認定されたときは65歳）以上の人が加入する高齢者の医療制度です。保険料は、

一人一人が均等に負担する「均等割額」と前年所得による「所得割額」の合計額です。

■令和4年度の保険料

　保険料は、2年ごとに見直されます。令和4年度の保険料は、表2のとおりです。

■保険料の限度額

　保険料の限度額は66万円になります。

■低所得者に係る保険料軽減　世代間の負担を公平にし、年金生活者支援給付金の支給などを踏まえ、表3のとおり軽減後の均等割額が変更となります。

　各保険料（税）の通知書は、７月中旬に送付します。年金から引き落としの人は、８月上旬に送付します。

■表1　国民健康保険税の税率改正（下線部が変更点）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和3年度税率 | | |
| 医療分 | 所得割 | 5・95% |
| 均等割 | 20800円 |
| 平等割 | 16000円 |
| 後期高齢者医療分 | 所得割 | 2・48% |
| 均等割 | 8500円 |
| 平等割 | 6500円 |
| 介護納付金分 | 所得割 | 2・42% |
| 均等割 | 10200円 |
| 平等割 | 5200円 |

　　　　　　　　　　↓

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和4年度税率 | | |
| 医療分 | 所得割 | 5・80% |
| 均等割 | 20700円 |
| 平等割 | 15800円 |
| 後期高齢者医療分 | 所得割 | 2・25% |
| 均等割 | 8000円 |
| 平等割 | 5800円 |
| 介護納付金分 | 所得割 | 2・26% |
| 均等割 | 9600円 |
| 平等割 | 4700円 |

■表2　令和4年度の後期高齢者医療保険料（下線部が変更点）

|  |  |
| --- | --- |
| 均等割額 | 所得割額 |
| 44640円 | （前年中の所得－43万円）×8・62% |

※均等割額と所得割額の合計が保険料となります。

■表3　後期高齢者医療保険料の軽減判定所得額（下線部が変更点）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 軽減割合 | 世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額 | 軽減後の均等割額 |
| 7割 | 43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯 | 13392円 |
| 5割 | 43万円＋（28万5千円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯 | 22320円 |
| 2割 | 43万円＋（52万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯 | 35712円 |

　新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人への減免については、通知書に同封しているチラシや市ウェブサイトを確認し、対象となる場合は、申請してください。